

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県（以下「実施機関」という。）が令和5年5月17日付け令5人事第106号で行った保有個人情報開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和5年5月8日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「陳述書の「〇〇管理ファイル」全て〔〇〇課〕添付（綱紀審査開始通知書、朝日新聞記事）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、令和5年5月17日付けで、本件請求に係る個人情報は存在しないと判断し、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年5月19日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

審査請求人は、「〇〇管理ファイル」が存在すると主張する理由として、〇年〇月〇日に、実施機関の職員が〇〇を訪ねた際に、病院の据え置きとして持参したことを

挙げていると見受けられるが、職員の人事などの個人情報に記載された公文書は実施機関において保存されているものであり、これを外部の病院に据え置くという行為は、個人情報の保護に関する法令に抵触し得ること、また、これを病院に据え置く必要性が想定できないことから、実施機関の職員が〇〇を訪ねた際に「〇〇管理ファイル」を持参していないとの実施機関の説明は特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 7月18日	実施機関から諮問を受けた
令和6年 10月29日	事案の審議を行った
令和6年 12月25日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	※

(令和6年12月25日現在)

※ 本件事案において、除斥となっている。